

「ふれあい・いきいきサロン活動助成金」のご案内

「ふれあい・いきいきサロン」について

ふれあい・いきいきサロン（以下サロンと言います）は、地域住民（高齢者・障害者・子どもなど）が、気軽に交流できるように、身近な場所を利用しておこなう住民同士の交流を中心とした活動のことをいいます。

「ふれあい・いきいきサロン活動助成金」について

サロン活動を通して、地域住民の孤立を防ぎ、住民同士で見守り・支え合う関係の基礎をつくることを目的として、三次市社会福祉協議会（以下「市社協」と言います。）から地域の各サロンへ活動費を助成させていただきます。

助成の対象については以下のとおりです。

【助成の対象について】

- (1) サロン活動を年度内に行う。※1
- (2) サロン開催数が年度内に6回以上である。※2
- (3) 65歳以上の高齢者、就学前の子育て中の親子、障害児者のいずれかがサロンへ参加している。
- (4) サロン参加者数の目安は概ね5人以上である。※3
- (5) 参加者から会費や参加費を無理のない範囲で集めるなど、自主運営のために工夫している。
- (6) サロンの運営について、地域団体（自治会や地区社会福祉協議会など）・市社協と連携をとっている。※4

※1：本年4月～翌年3月

※2：天候などやむを得ない理由で会を中止し、6回に満たない場合は報告書にその旨を記入してください。対応については要相談とさせていただきます。

対象は1年を通して定期的に開催されているサロンとし、1ヶ月のうちに6回を開催し終了したなど、短期間に限られたものは対象外とします。

※3：地域や参加者の実情によって5人以上の参加が難しい場合は、その旨を市社協へご相談ください。

※4：連携については、役員の方が運営に関わられている、サロンの活動について情報を共有しているなどのことを指します。

【助成金額について】

1 サロンあたりの参加人数（前年度実績の参加者数）に対して、市社協の予算範囲内から表①の助成額を上限として助成します。

新規立ち上げのサロンについては、参加者の見込み数をもとに助成申請を行ってください。

表①

| 参加人数(見込み) | 助成額 (限度額) |
|-----------|-----------|
| 5～10人 | 10,000円 |
| 11～15人 | 15,000円 |
| 16人～ | 20,000円 |

【助成金の使い方について】

(対象になるもの)

- ・会場・施設の使用料（冷暖房代を含む）
- ・講師等への謝礼金
- ・サロン保険料（行事用保険など）
- ・材料費（食事や作品づくりにかかるもの）
- ・弁当代
- ・茶菓子代
- ・事務費

(対象にならないもの)

※活動内容として禁止ではなく、あくまでも助成の使用用途としてそぐわないもの。

- ・遠方への外出に関わるもの（交通費・宿泊代・入浴料・入場料など）
- ・アルコール飲料
- ・飲食店での食事代
- ・他の行事や活動での使用（敬老会や祭りなどの行事とサロンの混同を避けるため）

【助成の手続きについて】

申請期間：毎年度 4月1日から9月30日まで

提出先：三次市社会福祉協議会 地域福祉課または各社協支所

★助成までの流れは以下のとおりです。

1. 「ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書」（様式第1号）「ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付請求書」（様式第3号）へ必要事項を記入して提出してください。

2. 三次市社会福祉協議会にて申請書類を確認し、助成金交付を決定します。

3. 申請のあったサロンへ「助成金交付決定通知書」（様式第2号）と「ふれあい・いきいきサロン参加者名簿」（様式第5号）を送付し、助成金の振込を行います。

【ふれあい・いきいきサロン活動の留意点について】

①活動の際は「ふれあい・いきいきサロン参加者名簿」（様式第5号）の記入をお願いします。報告の際に必要となります。

②助成金を使用された際は、レシートや領収書などを保管し、確認ができるようにしておいてください。※報告時の添付は不要です。

4. 助成したサロンへ「ふれあい・いきいきサロン事業報告書」（様式第6号）を送付します。

5. 「ふれあい・いきいきサロン事業報告書」（様式第6号）に必要事項を記入し、「ふれあい・いきいきサロン参加者名簿」（様式第5号）と合わせて、三次市社会福祉協議会へ提出をお願いします。

また、次の場合には助成金の全額または一部を返金していただくことがあります。

- (1) 助成金を交付目的以外に使用した場合
- (2) 当該年度の運営・活動経費が、すでに助成した金額を下回る場合
- (3) 指定の期間までに報告書が提出されていない場合
- (4) 報告内容に不備がある場合
- (5) 申請時の活動計画と報告内容に大きく違いがある場合

ふれあいいきいきサロン活動助成金交付申請書 記載事項について

- ①申請書の記載事項は、より多くの地域の方々がサロンに取り組み、参加していただくために、市社協が行う他事業等でも活用をさせていただきます。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。
- ②申請書に記入されている情報については、三次市社会福祉協議会個人情報保護規程にもとづいて適正に管理します。代表者の氏名、住所、電話番号は無断で公開することはありません。

「ふれあいいきいきサロン助成」に関するお問い合わせは

三次市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 まで

三次市十日市東 3-14-1

TEL: (0824) 63-3340

FAX: (0824) 62-6827

E-mail: mycity3@ca.wakwak.com